

## 中小 M&A ガイドライン遵守に関する補足のご説明

弊社は、中小企業庁の「M&A 支援機関登録制度」への登録時に、同庁の定める「中小 M&A ガイドライン」の遵守を宣言しておりますが、その内容を以下ご説明申し上げます。

### 遵守を宣言した内容

1. 仲介契約・FA 契約については、ご依頼者様の業務実態に合致した仲介契約あるいは FA 契約を締結することとし、契約締結前にご依頼者様に対して仲介契約・FA 契約に係る重要な事項をご説明し、ご依頼者様のご納得をいただきます。重要な説明事項は以下の通りです。
  - 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し、一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
  - 提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）
  - 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
  - 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
  - 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）
  - テール条項（テール期間、対象となる M&A 等）
  - 契約期間
  - ご依頼者様が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項
2. 最終契約の締結に際しましては、契約内容に漏れがないようご依頼者様に対して再度のご確認をいただきます。
3. クロージングに際しましては、クロージングに向け具体的な段取りを整え、クロージング当日に譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認いたします。
4. 専任条項については、特に以下の点を遵守して行動いたします。
  - ご依頼者様が他の M&A 支援機関の意見を求める部分があれば、その内容を仲介者・FA に対して明確にした上で、これを妨げるべき合理的な理由がない場合、ご依頼者様に対し他の M&A 支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めるることを承諾します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止する、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定する等、情報管理に配慮いたします。

- 専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。
- ご依頼者様が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)を設けております。

5. テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動いたします。

- テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とさせていただきます。
- テール条項の対象は、あくまでM&A支援機関が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定いたします。

6. 仲介業務を行う場合、特に以下の点を遵守して、行動いたします。

- 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を両当事者にお伝えします。
- 仲介契約締結に当たり、予め両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項(※)について、各当事者に対し明示的に説明を行います。  
(※)例:譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと等
- また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示いたします。
- 確定的なバリュエーションを実施せず、ご依頼者様に対し必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるようお伝えします。
- 参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
  - (1) あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
  - (2) 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
  - (3) 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること
- デューデリジェンスを自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、ご依頼者様に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるようお伝えします。

上記の他、中小M&Aガイドラインの趣旨に則った行動をいたします。

以上